

J A 福祉介護定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、当組合で既に特定の年金または手当をお受け取りのお客様、または当組合で新たにお受け取りいただくお客様、および介護保険法に基づく要介護認定（要支援含む）を受けたお客様もしくはその同居家族に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

特定の年金または手当をお受け取りのお客様に限り本定期貯金のお預け入れおよびお支払いは、特定の年金または手当の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

要介護認定を受けたお客様もしくはその同居家族は住居地を管轄する店舗のみのお取り扱いとします。

3. お預け入れ限度額

預け入れ資格のあるお客様（同居家族を除く）お一人につき、300万円を限度とします。

4. 貯金種類及び貯金者名義

期間1年のスーパー定期貯金（以下「スーパー定期1年もの」とよびます。）を作成します。

年金および手当等の受取をされている定期貯金の名義は受取りをされるお客様名義に限ります。

要介護認定を受けたお客様の定期貯金の名義は要介護認定を受けたお客様および同居家族に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 預け入れ日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準利率に0.20%を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。

7. 取扱期間

預け入れ日より1年後の応答日を満期日とします。（非継続）

8. その他

特定の年金または手当をお受け取りのお客様は、確認書類として窓口への提示証書（別紙）を提示する必要があります。

要介護認定を受けられたお客様は、確認書類として窓口への介護保険被保険者証を提示する必要があります。

また、本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

【 別紙 】 下記の年金または手当の支給を受けている方が対象です。

昭和 61 年 3 月 31 日までに受給権を取得している方			
年金	(旧) 国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金証書
		老齢特別給付金受給者	国民年金証書
	(旧) 厚生年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書
	共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 国家公務員（等）共済組合年金証書 日本電信電話共済組合年金証書 日本鉄道（国鉄）共済組合年金証書 日本たばこ産業共済組合年金証書 地方公務員共済組合年金証書 私立学校教職員共済組合年金証書 農林漁業団体職員共済組合年金証書
昭和 61 年 4 月 1 日以降に受給権を取得した方			
国民年金	ご利用いただける方	窓口にて提示いただく証書等	
	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書	
恩給	増加恩給受給者 傷病年金受給者 特例傷病恩給受給者	恩給証書	
	普通扶助料受給者 公務扶助料受給者 増加非公死扶助料受給者 特例扶助料受給者 傷病者遺族特別年金受給者	恩給証書 (および遺族であることを証する書類)	

昭和 61 年 3 月 31 日までに受給権を取得している方	
児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書
特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当証書
障害児福祉手当受給者	障害児福祉手当受給者証明書
特別障害者手当受給者	特別障害者手当受給者証明書
福祉手当受給者	福祉手当受給者証明書
医療特別手当受給者	医療特別手当証書
特別手当受給者	特別手当証書
健康管理手当受給者	健康管理手当証書
保険手当受給者	保険手当証書

- ◎ 福祉手当受給者証明書、障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書は福祉事務所に 申請すれば交付が受けられます。